

## 桜川公園におけるPark-PFI(公募設置管理制度)について

- 桜川公園におけるPark-PFI事業は、アンケート調査や地元ヒアリング、民間事業者のサウンディング（対話）等を行い、事業の方向性が定まったため、事業者の公募を令和6年9月から開始する。
- 民間事業者が、公園の設計・整備を行う公園再整備後も、公園の魅力を継続的に向上させるため、公募事業者が桜川公園の魅力向上につながる企画運営を行うことを公募条件に規定する。

### 1 令和5年度までの経緯

|           |  |
|-----------|--|
| 令和4年7月    | 中央区公園の魅力向上に向けた官民連携方針の策定  |
| 令和4年8月～9月 | 各種アンケートの実施<br>【現地アンケート233票、webアンケート400票、その他ヒアリング：地元町会、周辺公共施設、公園ボランティア団体等】<br>○調査結果より<br>・利用状況：平日→周辺オフィス就業者の休憩の場、周辺保育園の園庭利用。<br>休日→子どもの遊び場、地元のイベント（年数回） ※平休日とも、通過のみの利用者がもっとも多い<br>○桜川公園の課題<br>公園施設の老朽化（公園・トイレの改修）、公園活用の関心の低下（活動の促進） |
| 令和4年12月   | 民間事業者サウンディング 12社<br>提案のあった主な収益施設:カフェや飲食等常設の飲食施設 6社、キッチンカーや小規模テナント3社、その他3社  |
| 令和5年5月    | 民間事業者追加サウンディング 6社（検討中の事業の仕組みについて等）   |
| 令和5年6月～   | 桜川公園における事業の仕組みの検討（企画運営事業や指定管理者制度導入による魅力向上の可能性等）<br>公募設置等指針（案）作成（桜川公園の再整備範囲、各種募集条件や公募手続きの整理等）   |

### 2 事業者選定委員会の設置

- 設置根拠  
都市公園法第5条の2及び第5条の4の規定に基づく事業者選定委員会を設置する
- 内容  
事業者の評価基準等の検討、事業者が提出した計画の審査、プレゼンテーションの審査等

| 委員構成  | 人数 |
|-------|----|
| 学識経験者 | 3名 |
| 行政委員  | 2名 |

### 3 公募の概要

※詳細については別紙のとおり

#### 1 桜川公園再整備に向けて民間事業者を求めるテーマ

- ・子どもの遊び場・子育て支援の場の充実
- ・様々なニーズの利用者への居心地の良い空間づくり
- ・既存のみどりを生かした公園づくり
- ・桜川公園周辺エリアのにぎわい、交流を促す拠点づくり

#### 2 公募条件

- (1) 公募対象公園施設の整備
- (2) 特定公園施設（公園再整備の範囲）の整備
- (3) 企画運営事業の実施
- (4) 官民連携による事業実施イメージ

#### 3 （仮称）公園連絡会の運営

### 4 今後のスケジュール(予定)

|               |                                    |
|---------------|------------------------------------|
| 令和6年8月28日     | 第1回事業者選定委員会の開催 / 公募の評価基準等検討        |
| 令和6年9月9日      | 公募設置等指針の公表（区ホームページへ掲載）             |
| 令和6年9月20日～27日 | 質問受付                               |
| 令和6年10月18日    | 質問回答公表                             |
| 令和7年1月27日～31日 | 公募設置等計画の受付                         |
| 令和7年2月～3月     | 第2回事業者選定委員会の開催 / 事業者の提出した計画の審査     |
|               | 第3回事業者選定委員会の開催 / 事業者プレゼンテーション、最終審査 |
| 令和7年4月        | 審査結果の公表、公募設置計画の認定、事業者の決定、基本協定の締結   |
| 令和7・8年度       | 実施協定の締結、基本設計、実施設計、条例改正、工事          |
| 令和9年度         | 公園整備完了、供用開始                        |